

財団法人古河市体育協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人古河市体育協会（以下「体協」という。）の寄附行為第34条の規定に基づき、賛助会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、次の4種とする。

- (1) 個人会員
- (2) 特別個人会員（体協の理事及び評議員及び委員をいう）
- (3) 法人会員
- (4) 特別会員

2 賛助会員は、体協の目的及び事業の趣旨に賛同し、入会した個人及び法人とする。

3 賛助会員は、体協の円滑な運営を図るため、財政面の援助及び体協の事業等の支援を行うものとする。

4 賛助会員としての任期は、賛助会費を拠出した日から、当該事業年度内とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員の会費は、年額会費とし、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|----|----------|
| (1) 個人会員 | 1口 | 1,000円 |
| (2) 特別個人会員 | 1口 | 2,000円 |
| (3) 法人会員 | 1口 | 10,000円 |
| (4) 特別会員 | 1口 | 100,000円 |

2 賛助会費の口数は1口以上とする。

3 納期は原則として毎年7月末日までとする。ただし、新規会員はのぞく。

4 既納の会費は、原則として返還しない。

(入会の申込)

第4条 賛助会員に入会しようとするものは、所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、体協会長に提出するものとする。

(賛助会員への便宜)

第5条 賛助会員の資格を得たものは、次の便宜を受けることができる。

- (1) 協会主催の主要行事等への招待

- (2) 協会発行の広報誌等の配布
- (3) 協会開設のホームページへ氏名、法人名等の掲載
- (4) その他

付 則

この規程は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。